

令和5年度
第2回船橋市社会福祉審議会児童福祉専門分科会

船橋市ひとり親家庭等自立促進計画及び 子どもの貧困対策計画の今後の予定について

令和6年2月6日（火）
健康福祉局 こども家庭部こども家庭支援課

現行の計画について

船橋市ひとり親家庭等自立促進計画（第4次）

根拠法：母子及び父子並びに寡婦福祉法第12条第1項

計画期間：令和2年度～令和6年度

親子のしあわせ応援プロジェクト（子どもの貧困対策推進計画）

根拠法：子どもの貧困対策の推進に関する法律第9条第2項

計画期間：令和2年3月～

次期の計画の方向性①

背景

- ◆ こども大綱には、「貧困対策」、「少子化対策」、「子ども・若者育成支援」、「ひとり親支援の必要性」の要素が含まれる（令和5年12月22日閣議決定）。
- ◆ 国のこども大綱、県のこども計画を勘案し「**市町村こども計画**」策定の努力義務（こども基本法）。
- ◆ 「こども基本法」では、市町村は国のこども大綱と県こども計画（努力義務）を勘案して、市町村こども計画を策定する努力義務が規定されている。

これらを
踏まえ

- 将来的に「**市町村こども計画**」を策定する。
- 船橋市こども計画（仮）は、子ども・子育て支援事業計画、子どもの貧困対策計画、ひとり親家庭等自立促進計画、少子化対策計画、子ども・若者計画 の5つの計画を包含して策定する。

※本市では現状、少子化対策計画、子・若計画は未整備

次期の計画の方向性②

船橋市こども計画（仮）の策定方法

将来的な「市町村こども計画」を2段階で策定

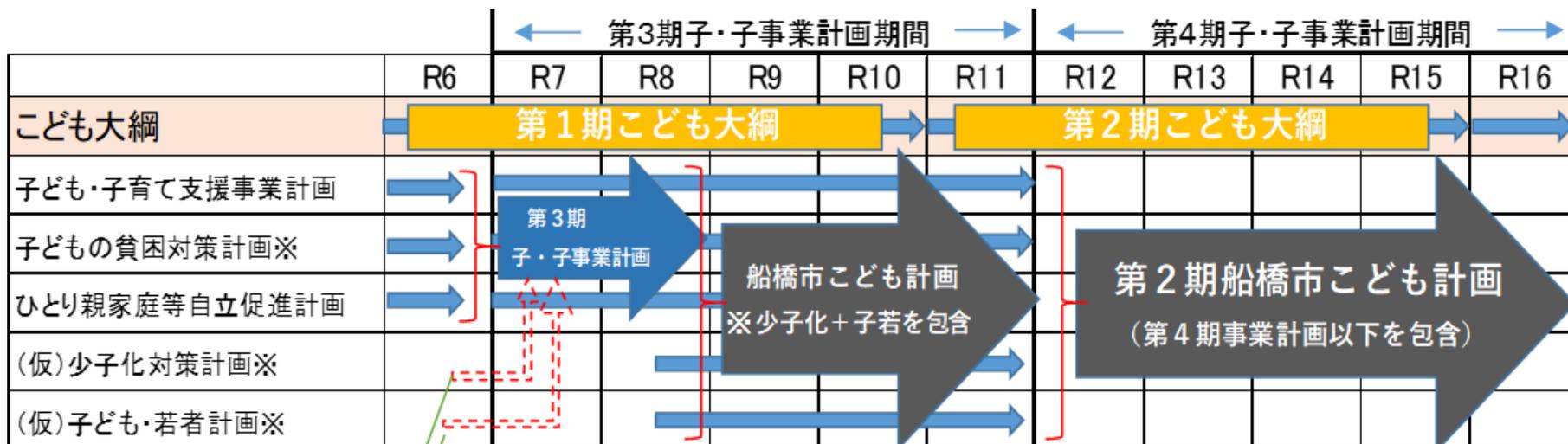
（1）ひとり親家庭等自立促進計画と子どもの貧困対策計画を、次期子ども・子育て支援事業計画へ統合する。

（仮称：第3期子ども・子育て支援事業計画）

（2）国のこども大綱と県のこども計画を勘案し、

（1）の第3期子・子支援事業計画に少子化対策、子ども・若者計画の要素を加え、「船橋市こども計画」に変更する。

(2) 船橋市こども計画の策定



※こども計画の構成要素

反映できる部分は反映

↳ こども計画の時期は、県こども計画の策定状況による

(少子化と子若の必要な要素を取り込み、一体的に策定する想定)

- 👉 第3期子・子事業計画では、子どもの貧困対策計画、自立促進計画を統合。
- 👉 国のこども大綱、県のこども計画を勘案し、第3期計画期間中に「こども計画」へ。
- 👉 R12年度以降は、上図のこどもに関する計画を一体化した「こども計画」を策定、実行。

今後の予定について

R6.

2 / 9

子ども・子育て会議

アンケート調査の速報値報告

 上記会議後、児童福祉専門分科会の委員の皆様へ速報結果資料を送付

R7.1 以降

児童福祉専門分科会にて、計画案の報告

 主に、ひとり親家庭等自立促進計画部分について報告。
(子どもの貧困対策計画も併せて報告予定)